

平成 18 年度 長野市ケア会議 報告書

日 時	平成 19 年 2 月 21 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 2 時 10 分
会 場	長野市役所 第二庁舎 10 階 会議室 19
出席者	委員 17 人 (欠席 白井委員) 事務局 11 人
次 第	<p>司会：下條介護保険課課長補佐・小山会長</p> <p>1 開 会 下條介護保険課課長補佐</p> <p>2 あいさつ 宮尾保健福祉部長 小山会長</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) ブロックケア会議の報告について (別添「資料 1」参照) 北沢介護保険課課長補佐 説明</p> <p>(2) 合議体構成員の補充について (別添「資料 2」参照)</p> <p>(3) やむを得ない事由による措置について (非公開) 伊東高齢者福祉課係長 説明</p> <p>(4) その他 地区ケア会議・ブロックケア会議の庶務変更について (別添「資料 4」参照) 西村介護保険課係長 説明</p> <p>4 閉 会 下條介護保険課課長補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
長谷川委員 清水委員 新村委員 伊東係長	<p>3(3)について</p> <p>(事例 1 についての質問)</p> <p>(事例 3 " )</p> <p>2 例とも措置の判定は適切だと思う。参考までに教えてもらったのだが、措置された方について、措置解除に向けての努力や担当部署はどうなっているか。</p> <p>措置の解除は、介護保険の契約・サービス利用ができる状態になった場合や成年後見制度で本人の代わりに契約ができるようになった場合などだが、なかなか難しい状況である。長野市のケースワーカーが担当している。</p>